

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

記

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
下記事項を専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

国 立 市 長 永 見 理 夫

記

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成 18 年 6 月国立市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「より」の次に「、普通徴収又は」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。